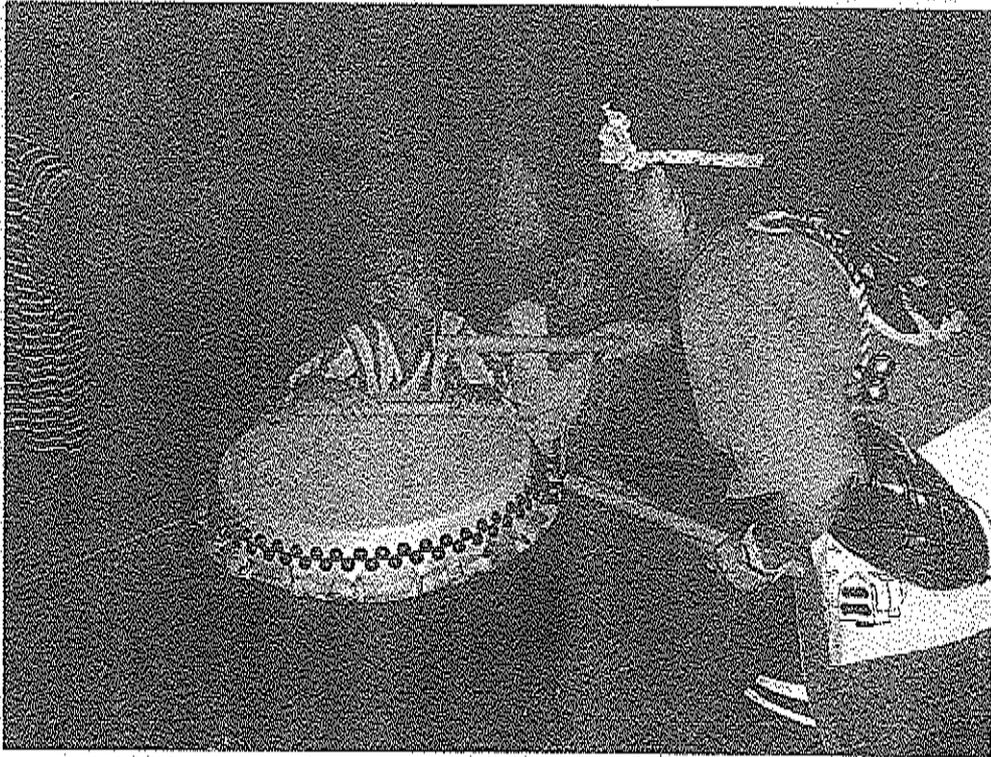


第4期

流山市障害福祉計画

第3編 障害福祉計画

評価と見込量



<太鼓楽しい！！つばさ学園夏祭り>

第 4 期 流山市障害福祉計画

第 3 編 障害福祉計画 評価と見込量

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	67
2 計画の位置付け	67
3 流山市障害者計画との関わり	67
4 基本的理念	68
5 目的	68
6 計画の期間	68
7 P D C A サイクルの活用	69

第 2 章 第 3 期障害福祉計画の評価

1 主な制度の変遷	70
2 自立支援給付事業の変遷	70
3 地域生活支援事業の変遷	71
4 各事業の実績	72

第 3 章 障害福祉サービスの見込量

1 障害福祉サービスの数値目標	83
2 障害者総合支援法に基づくサービスの内容	85
3 介護給付費・訓練等給付費の推移	90
4 自立支援給付及び地域生活支援事業の見込量と方法	92
5 利用者負担と負担軽減策	111

資 料

流山市福祉施策審議会 諮問書・答申書（写し）	117
計画の策定経過	118
流山市福祉施策審議会委員名簿	119
流山市福祉推進会議委員名簿	120
流山市保健福祉諸計画策定委員会委員名簿	121
障害者（児）支援施設の状況	122

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

国の障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための新たな障害保健福祉施策を講ずるために、平成25年4月よりこれまでの自立支援法から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が制定され、新たに発達障害、高次脳機能障害、難病を患っている障害者に対して、自立支援給付のサービスが利用できるようになりました。

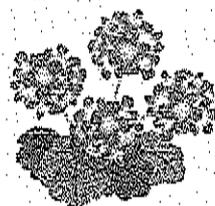
このような状況に対応して障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、障害者自立支援法において市町村に障害福祉計画の作成が義務付けられたものです。

2 計画の位置付け

障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として定めるものです。このため、目標設定は国の指針、県の目標を踏まえたものとします。

3 流山市障害者計画との関わり

「流山市障害者計画」は、障害者基本法第11条に基づく障害者計画として、流山市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けたものであり、「流山市障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、流山市の障害福祉サービスについて、目標数値を中心にまとめたものです。



4 基本的理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去を資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げます。

共生社会においては、障害者は社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。

共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働して、まちづくりを推進していく必要があります。

この計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を基本理念とします。

5 目的

「自立支援給付」は法に基づいた基準で実施される事業（全国共通の事業）であり、また「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体を実施するものです。

この計画では、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の生活支援サービスの種類と数値目標を定め、障害者福祉施策を推進することを目的とします。

6 計画の期間

「流山市障害福祉計画」の計画期間は平成18年度から平成29年度とし、平成18年度から平成20年度までを第1期計画とし、平成21年度から平成23年度を第2期計画とし、平成24年度から平成26年度を第3期計画とし、平成27年度から平成29年度を第4期とします。

7 PDCAサイクルの活用

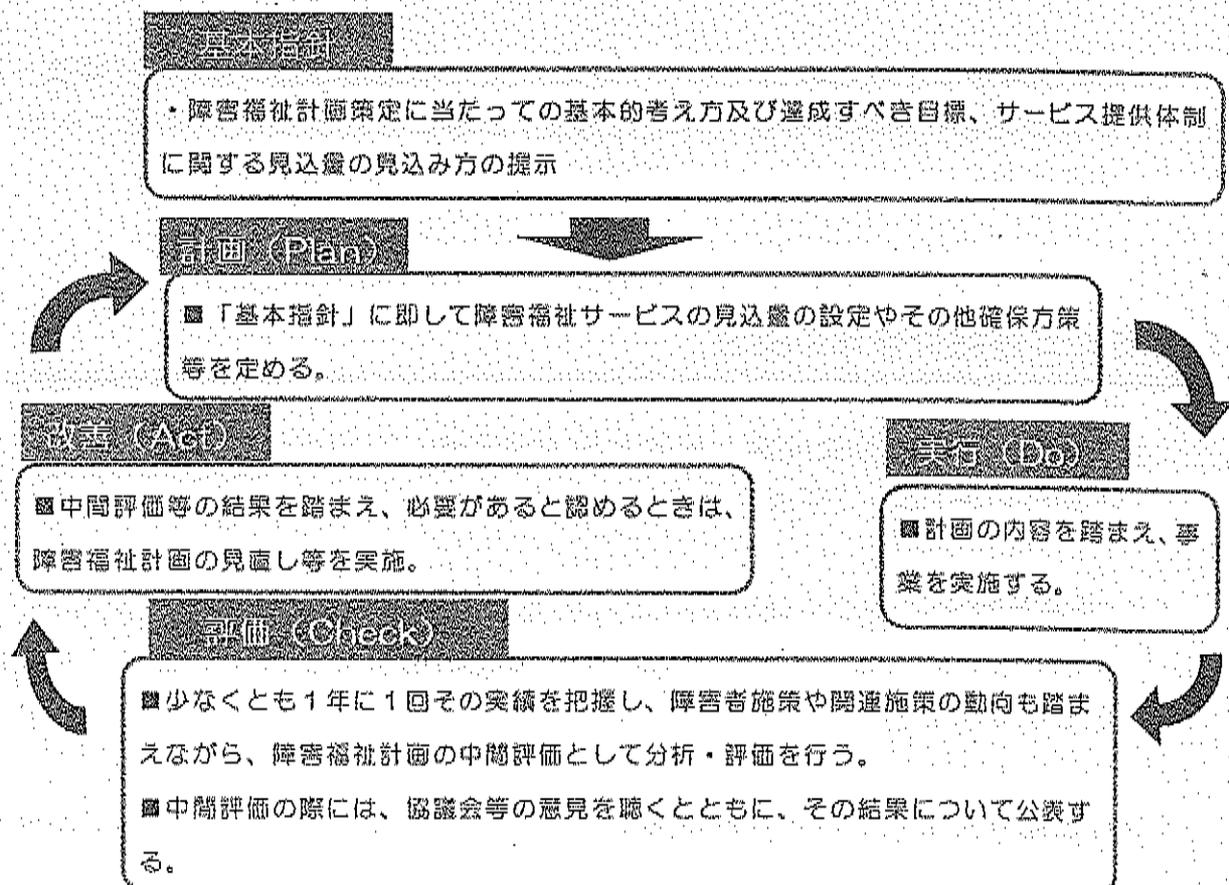
(1) PDCAサイクルの導入

第五次流山市障害者計画・第4期障害福祉計画策定にあたっては、PDCAサイクルを取り入れた策定を行います。

(2) PDCAサイクルの必要性

- ①計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくものです。
- ②そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことになります。
- ③流山市の場合、流山市福祉施策審議会、流山市障害者福祉推進会議、流山市地域自立支援協議会が、そうした話し合いの場となります。

(第4期流山市障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)



第2章 第3期障害福祉計画の評価

1 主な制度の変遷

- (1) 自立支援給付の支給決定のプロセスの見直しにより、計画相談支援の対象が原則として障害福祉サービスを申請した障害者等へと、大幅に拡大されました。また、サービス等の利用状況と計画の見直しのために一定期間を定めて「モニタリング（継続サービス利用支援、継続障害児利用援助）」が実施されることとなりました。（平成24年4月1日）
- (2) 障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対する支援等に関して「障害者虐待防止法」が施行されました。（平成24年10月1日）
- (3) これまでの障害者自立支援法に変わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に難病、発達障害、高次脳機能障害が追加されました。（平成25年4月1日）
- (4) 身体障害者手帳に該当しない18歳未満の聴覚障害児のために「軽度・中等度難聴児補聴器等購入費助成制度」が施行されました。（平成25年4月1日）

2 自立支援給付事業の変遷

- (1) 視覚障害者の移動介護（地域生活支援事業）が同行援護（介護給付）に変わりました。（平成23年10月1日）
- (2) 児童福祉法に基づく通所サービスの実施主体が身近な市町村変更され、居宅サービスと通所サービスの一体的な提供も可能となりました。（平成24年4月1日）
- (3) 児童デイサービスが放課後等デイサービスに変更となり、併せて保育

所等訪問支援が創設されました。(平成24年4月1日)

(4) 「障害者程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身状態に応じて必要とされる標準的度合いを示す「障害支援区分」に改められました。(平成26年4月1日)

(5) 重度訪問介護対象者が知的障害者、精神障害者へも拡大されました。(平成26年4月1日)

(6) ケアホーム、グループホームを一元化し、介護の提供については、グループホーム事業者が自ら行う「介護サービス包括型」と外部の居宅介護事業者に委託する「外部サービス利用型」のいずれかの形態を事業者が選択する仕組みに変わりました。(平成26年4月1日)

(7) 重度心身障害児(者)施設として、東葛6市による東葛医療福祉センター「光陽園」が開設しました。(平成26年4月1日)

3 地域生活支援事業の変遷

(1) 流山市自立支援協議会の3つの専門部会、相談支援部会、就労支援部会、地域生活支援部会に権利擁護部会を加え、4部会体制としました。(平成25年度)

(2) 相談支援事業所として北部地区に今まで1ヶ所あった「地域生活支援センターすみれ」に加え、東部地区に「相談支援センターまほろば」が設置されました。(平成26年4月1日)



4 各事業の実績

※各表の数値は平成24、25年度については実績値で、平成26年度については見込額です。()内は第3期計画策定時の見込数値です。

※各表の事業費は円単位で表示しています。なお、平成24、25年度については実績額、平成26年度については見込額となっています。

(1) 自立支援給付事業の実績

自立支援給付のうち介護給付と訓練等給付について、①「訪問系サービス」、②「日中活動系サービス」、③「居住系サービス」、④「相談支援」の4つの分野の実績となります。サービス事業所は、障害全てに対応している事業所となります。

①「訪問系サービス」

訪問系サービスについて障害者手帳所持者の増加を踏まえ、年々増加傾向にあります。

事業名	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	延時間/月	1,836 (1,750)	2,182 (1,841)	2,494
	実人数/月	79 (67)	97 (70)	116
	事業費	70,853,258	92,336,356	162,668,629
同行援護	延時間/月	259	327	374
	実人数/月	16	20	22
	事業費	5,876,900	7,630,912	13,747,074

②「日中活動系サービス」

日中活動系サービスについて、月延日数、月実人員がともに自然増等で大きな増加はみられません。また、自立訓練（生活訓練）については、「多機能型事業所マーレ」と「多機能型事業所ステップ」の2事業所が開設したことにより利用者が増え、自立生活訓練のために利用する方が増加しています。

ア 生活介護

事業名	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	延日数/月	2,858 (2,576)	2,982 (2,631)	3,160
	実人数/月	139 (143)	147 (146)	158
	事業費	379,202,810	390,965,796	425,073,640

イ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

事業名	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練 (機能訓練)	延日数/月	14 (26)	23 (26)	23
	実人数/月	1 (2)	1 (2)	1
自立訓練 (生活訓練)	延日数/月	197 (65)	406 (67)	434
	実人数/月	12 (4)	30 (4)	31
事業費		14,307,602	26,819,103	40,691,124



ウ 就労移行支援

就労移行支援事業所として、市内では「マーレ」、市外では「ウェルビー」、「ウィングル」が増加したことにより、ここ数年は予想よりも大きく増加しています。

事業名	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援	延日数/月	525 (117)	482 (118)	510
	実人数/月	24 (7)	29 (7)	30
	事業費	42,835,101	49,688,627	56,510,030

エ 就労継続支援

就労継続支援A型として、市外では我孫子市に「ラインアロー」、柏市に「ハッピーウェー」「夢の茜」、松戸市に「CBS」が開設されたことと、市内の「南天木」「さつき園」「初石工房」「アモール」「かたぐるま」の就労継続支援B型施設への移行も進み、事業者が増え充実してきたことにより、月延日数、月実人員は当初の見込み量より大きく増加しています。

事業名	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援 (A型) ※雇用契約有	延日数/月	216 (40)	321 (60)	420
	実人数/月	11 (2)	16 (3)	21
就労継続支援 (B型) ※雇用契約無	延日数/月	2,144 (1,650)	2,616 (1,716)	2,844
	実人数/月	120 (100)	146 (104)	158
事業費		179,607,087	222,133,540	278,626,005

オ 療養介護

平成24年度の制度改正により、医療型障害児入所施設が年齢により区分され、18歳以上の利用者が療養介護の適用者となりました。

事業名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
療養介護	延日数/月	182 (0)	184 (300)	240
	実人数/月	10 (0)	9 (10)	8
	事業費	21,271,754	18,998,220	25,195,261

カ 障害児に関するサービス

平成24年度児童福祉法の改正により、自立支援法による児童デイサービスが無くなり、新たに障害児の支援の充実を図るために「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所訪問支援」、「医療型児童発達支援」等、質の高い支援が提供されるようになりました。

※児童デイサービスにおいては、平成24年4月から児童福祉法に基づく障害児通所支援に変更となりました。

■児童発達支援

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

事業名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援	延日数/月	652	694	708
	実人数/月	49	55	59
事業費		79,381,980	83,471,012	85,438,080

■放課後等デイサービス

学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。また、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを行います。

事業名	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
放課後等デ イサービス	延日数/月	167	346	368
	実人数/月	28	43	46
	事業費	15,487,464	32,771,414	41,871,060

■保育所等訪問支援

保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。

事業名	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保育所等訪 問支援	延日数/月	0	1	2
	実人数/月	0	1	2
	事業費	0	54,846	218,400

※医療型児童発達支援については、実績はありません。

キ 短期入所（ショートステイ）

ここ数年は利用日数及び利用実人数については微増であるが、保護者の急な疾病、冠婚葬祭等の緊急時に対応する事業であることもあり、年度ごとの利用日数や人数にばらつきがあります。

事業名	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所 (ショートス テイ)	延日数/月	330 (210)	381 (218)	420
	実人数/月	62 (49)	66 (51)	70
事業費		34,930,623	39,395,842	45,918,768

③「居住系サービス」

居住系サービスについては、現入所者の1割以上を地域での生活に移行することを目標とするため、その受け皿となる共同生活援助（グループホーム）等居住支援の場を確保していけるよう関係事業所に働きかけを行います。

ア 施設入所支援

施設等の入所希望者は保護者の高齢化とともに増えてきてはいるが、入所施設自体は増えていないことや空きがあれば待機者が入所するため大きな増減はみられません。

事業名	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	実人数/月	65 (71)	64 (69)	61
	事業費	78,610,608	79,890,180	80,217,052

旧体系サービス

平成22年以前に新体系に移行した施設が予定より多く、平成23年度の移行期間はかなり減り、24年度からは完全に新体系に移行しました。

イ 共同生活介護、共同生活援助

市内のグループホーム、ケアホームの利用者数は増加傾向にあります。また、障害者の保護者からは、親なき後の生活の場として望む声が多く、今後はより一層の充実が必要です。

事業名	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活介護	実人数/月	56 (60)	67 (80)	107
共同生活援助	事業費	80,941,051	93,161,410	109,422,663

ウ 補装具費の給付件数

身体障害者手帳所持者の増加に伴い、日常生活に必要な用具も増傾向にあります。

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
補装具費 の給付	義肢	9	10	11
	装具	86	92	101
	補聴器	66	86	95
	車椅子	40	47	52
	その他補装具	63	70	77
	合計	264	305	336
	事業費	20,340,229	25,643,640	29,335,344

エ 自立支援医療給付

育成医療については、平成25年度より県から市へ権限移譲がなされ、市が支給決定を行うことになりました。

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立支援 医療給付	更生医療実人数	81	76	
	育成医療実人数	0	49	
事業費		114,520,026	125,605,139	127,286,708

④「計画相談支援（サービス利用等計画書の作成）」

平成27年度からは、サービス等利用計画（ケアプラン）書の作成が必須となってくることから今後より一層の増加が見込まれます。

事業名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支 援	実人数/年	162	390	648
	事業費	2,243,189	5,575,551	9,263,808

(2) 地域生活支援事業の実績

ア 相談支援事業

一般相談支援の一部を外部相談支援事業所に委託し、三障害に対する相談支援を実施してきたが、年度によりばらつきがみられ、目標値よりも少ない件数となっています。今後、より身近な場所で相談できるよう委託相談支援事業所を増やしていく必要があります。

成年後見制度利用支援事業については、年間1件程度の利用状況です。

事業名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託障害者相談支援	事業所数	2 (2)	2 (2)	3
成年後見制度利用支援	利用者数	1 (1)	1 (1)	1

イ コミュニケーション支援事業

手話通訳、要約筆記の需要増により、派遣件数は増加しているが、見込み量まではとどかなかった。

毎年、手話通訳者、要約筆記奉仕員養成研修会を実施しているが、資格取得には長期研修と県による試験に合格する必要があることから登録者の増加に繋がらない。

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
コミュニケーション支援事業	派遣件数	323 (463)	408 (500)	585
	事業費	2,335,325	2,624,300	3,032,000

手話通訳者・要約筆記奉仕員登録者数

内 訳		平成24年度	平成25年度	
手話通訳者	登録者数	7 (10)	7 (15)	8
要約筆記奉仕員	登録者数	10 (13)	6 (16)	6

ウ 日常生活用具

ストマ、紙おむつ等補装具であったものが、日常生活用具の排泄管理用具の取り扱いに変更となったことから、実施件数が大きく増加しました。

内 訳	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実施件数	実施件数	実施件数
介護・訓練支援用具	11 (9)	10 (10)	11
自立生活支援用具	17 (21)	23 (22)	24
在宅療養等支援用具	35 (30)	28 (32)	29
情報・意思疎通支援用具	25 (33)	33 (34)	34
排泄管理支援用具	2,240 (160)	2,330 (162)	2,474
住宅改修費	12 (3)	10 (4)	11
事業費	26,704,725	27,490,492	29,139,921

エ 移動支援事業

事業所数も増えたことにより、利用し易くなったことや知的障害者、精神障害者の増加のため利用者数が伸び、見込み量を大きく上回ったものとなっています。

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援 事業	事業所数	25 (17)	26 (18)	28
	利用者数	60 (33)	74 (33)	78
	延利用時間数	5,580 (3,341)	5,746 (3,420)	5,918
	事業費	12,669,456	12,768,908	13,151,975

オ 地域活動支援センター事業

全体として利用者数は増加傾向にあります。

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
I型	事業所数	1 (1)	1 (1)	1
	利用者数	62 (97)	82 (98)	81
II型	事業所数	1 (1)	1 (1)	1
	利用者数	42 (37)	38 (38)	38
III型	事業所数	3 (4)	3 (6)	12
	利用者数	42 (70)	39 (91)	44
事業費		13,500,000	12,125,000	37,220,000

カ 日中一時支援事業

事業所数は見込み量を上回ったが、利用者数については、同様のサービスである「放課後等デイサービス」が新たな事業として始まったことから見込み量を下回ったものとなっています。

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	事業所数	22 (18)	23 (18)	24
	利用者数	131 (152)	139 (161)	144
	事業費	36,532,799	36,320,433	37,953,563

キ 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービスを利用する障害者は重度の障害者で、利用されている障害者は、固定されていることから横ばい状態となっています。

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴 サービス事業	事業所数	2 (3)	2 (4)	2
	利用者数	7 (7)	7 (8)	9
	事業費	3,420,950	3,679,350	4,588,500

ク 更生訓練費支給事業

旧法の支給事業であり、平成23年度末で廃止となりました。

ケ 知的障害者職親委託制度

利用者は1名で固定されており、増減はありませんでした。

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
知的障害者 職親委託制度	事業所数	1 (1)	1 (1)	1
	利用者数	1 (1)	1 (1)	1
	事業費	360,000	360,000	360,000

コ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

当初、年間5人で見込み量を設定したが、利用者については毎年ばらつきがあります。

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
自動車運転免許 取得・改造費助 成事業	利用者数	1 (5)	4 (5)	5
	事業費	100,000	400,000	500,000

第3章 障害福祉サービスの見込量

1 障害福祉サービスの数値目標

第4期障害福祉計画に係る国の基本方針の見直しにより、成果目標に関する事項（平成29年度までの国の基本方針）の数値目標を設定し、計画的な整備を行うこととしています。県はこの考え方を踏襲しており、流山市においても国・県の基本的理念を踏まえ目標を設定します。

(1) 障害者の福祉サービスを一元化

障害種別に関わりなく共通の福祉サービスを共通の制度で提供することになりました。サービスは大きく分けて勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案をふまえ、個々に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」となっています。

(2) 利用の手続きや基準の透明化、明確化

① 障害支援区分の認定と支給

従来の「程度区分」から平成26年4月より障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援度合いを総合的に示す「障害支援区分（6段階）」の認定が行われ、これに基づき支給決定がされています。

② 計画相談支援

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等と連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

(3) サービス量と所得に応じた利用者負担

① 原則定率1割負担

食費や光熱水費が実費負担となり、サービスの量に応じた定率1割負担となっています。また、自立支援医療も1割負担となっています。ただし、いずれも所得に応じた負担上限月額が設けられます。

② 在宅福祉サービスの義務的負担化

従来、国が補助する仕組みであった在宅福祉サービスを含めて介護給付、訓練等給付の費用は、国が義務的に負担することになりました。

③利用者負担

平成22年4月より非課税世帯は負担0円になっています。



<朝の挨拶の練習風景！！Cafe&Bar オリゾンテ>

就労移行支援事業所マーレ

所在地：流山セントラルパーク駅前

2 障害者総合支援法に基づくサービスの内容

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。「自立支援給付」は法に基づいた基準で実施される事業（全国共通の事業）で、「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体の実施するものです。内容は次のとおりとなっています。

(1) 自立支援給付

介護給付

	サービスと内容	利用できる方
訪問支援系	居宅介護（ホームヘルプサービス） ①入浴、排泄、食事、通院介助等の身体介護 ②調理、洗濯、掃除等の家事援助	障害程度区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者
	重度訪問介護 身体介護、家事援助及び外出介護を総合的に行います。	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方で、二肢以上の麻痺があり、歩行、移乗、排泄ができない方 ※支援区分4以上
	重度障害者等包括支援 身体介護、家事援助及び外出介護を総合的に行います。	寝たきり状態で四肢に麻痺があり、常時介護が必要な気管切開されている方または最重度知的障害者の方 ※支援区分6
外出支援系	同行援護 移動に著しい困難を有する視覚障害者に対し、移動の援護を行います。	視覚障害者で状態により身体介護を伴う場合と伴わない場合に分かれます。 ※支援区分2以上
	行動援護 著しい行動障害のある障害者の外出時および外出前後の介助を行います。	知的障害または精神障害により著しい行動障害のある方で常時介護が必要な障害者（判定が必要となります。） ※支援区分3以上
居住支援系	短期入所（ショートステイ） 短期間の宿泊型の施設支援	一時的に家族の介助が困難な方や宿泊訓練等利用希望の方 ※支援区分1以上
	施設入所支援 施設入所者に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護を行います。	身体障害者、知的障害者であって、家庭内での介助が困難な方 ※50歳未満は支援区分4以上 ※50歳以上は支援区分3以上
	共同生活援助（グループホーム） 共同生活を行う住居で夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。	身体障害者知的障害者、精神障害者 ※支援区分1または非該当

	サービスと内容	利用できる方
日中活動系	療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器を利用している方 ※支援区分6以上 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者 ※支援区分5以上
	生活介護 常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	常時介護が必要な障害者 ※施設入所者は50歳未満支援区分4以上、50歳以上支援区分3以上 ※在宅等の方は50歳未満程度区分3以上、50歳以上支援区分2
	自立訓練（機能訓練） 通所施設において理学療法士や作業療法士による身体的リハビリテーションや日常生活上の支援を実施。	身体障害者
	自立訓練（生活訓練） 通所施設において食事や家事等の日常生活能力の向上を図るための支援や相談を行う支援を実施。	知的障害者、精神障害者
	就労移行支援 一般就労等への移行に向けて、事務所内や企業における作業や実習を支援。	一般企業等へ就労を希望する障害者
	就労継続支援（A型） 雇用契約に基づく作業を通しての訓練施設。	就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上を図れる障害者
	就労継続支援（B型） 雇用契約のない作業を通しての訓練施設。	就労機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者（雇用が困難）
相談支援	計画相談支援 相談支援専門員が総合的な援助方針等踏まえ、適切なサービスが受けられるよう、サービス等利用計画の作成や見直し等を行います。	障害福祉サービス又は地域相談支援（千移行支援・地域定着支援）を利用する全ての障害者
	地域移行支援 地域での生活へ円滑に移行するために、訪問相談や同行支援等の支援を行います。	障害者支援施設に入所している障害者や精神科病院に長期入院している精神障害者
	地域定着支援 安定した地域生活が送れるように夜間等も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。	居宅で単身生活をしている障害者等

自立支援医療費

	サービスと内容	利用できる方
自立支援医療	これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が自立支援医療に変更。	従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者（一定所得以上の者を除く）。

補装具費

	サービスと内容	利用できる方
補装具	補装具の交付・修理 ①盲人用杖、義眼、眼鏡 ②補聴器 ③義手、義足、上下肢装具、座位保持装置、車いす、意思伝達装置等	①視覚障害者 ②聴覚障害者 ③肢体不自由障害者 で必要と認められる方

(2) 地域生活支援事業

【必須事業】

	サービスと内容	利用できる方
相談支援事業等	市町村相談支援事業 総合相談窓口として、市の相談窓口を充実します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	市町村相談支援機能強化事業 市の保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門資格を持つ職員が中心となり、一般的な相談支援事業に加え、困難ケース等への対応や相談支援事業者等への専門的な指導・助言を行います。また、「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や、関係機関同士の連携を深めていきます。 さらに、身近な地域における専門的な相談機能として、すみれ、生活支援ワーカーへ相談事業を委託します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
障害者成年後見申立事業	成年後見制度の利用 成年後見制度申し立てに要する経費及び後見人に係る費用の助成。	身寄りのない障害者または成年後見制度に係る費用の捻出が困難な障害者
流山市奉仕員等養成研修事業	手話通訳者、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員及び朗読奉仕員としての必要な技術等の習得のための養成研修の実施	聴覚障害者、視覚障害者及び音声言語機能障害者との交流並びに広報活動の支援者として期待される方
コミュニケーション支援事業	コミュニケーション支援 手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣、手話通訳者の設置	聴覚障害者、音声・言語機能障害者

	サービスと内容	利用できる方
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット、移動リフト、入浴担架、体位変換器等	重度肢体不自由者
	自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置、視覚障害者用拡大読書器	重度肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者
	住宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、ネブライザー、盲人用体温計等	呼吸器障害者、視覚障害者等
	情報意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭等、携帯用会話補助装置等	重度肢体不自由者、音声言語機能障害者
	排泄管理支援用具 ストマ用装具（蓄尿袋、蓄便袋等）	ぼうこう・直腸機能障害者
	住宅改修費 手すりの取り付け、段差の解消、洋室への変更、洋式便器への変更等	重度肢体不自由者
外出介護（移動支援）事業	移動支援 地域での自立生活及び障害者の社会参加（買い物、余暇活動等）のための移動支援（注：通院介助は訪問支援系の居宅介護となります。）	全身性身体障害者（四肢重度障害）、知的障害者、精神障害者であって、単独での外出が困難な方
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターⅠ型 「すみれ」 日常生活支援、創作活動、交流活動等を行ったり、様々な相談に応じ、支援や助言を行います。	身体障害者、知的障害者、精神障害者
	地域活動支援センターⅡ型 「流山市身体障害者デイサービスセンター」 デイサービスセンターに通い、入浴、給食、日常動作訓練などを行います。	身体障害者
	地域活動支援センターⅢ型 「いろいろやハーモニー」 「エンゼルフラワー」 雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を得て自立した生活を送ることを促します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者

【任意事業】

	サービスと内容	利用できる方
日中一時 支援事業	短時間の日帰り型の施設支援	緊急時や一時的に家族での介助が困難等の方
訪問入浴サ ービス事業	家庭において簡易浴槽を利用しての入浴サービス。	家庭用の浴槽での入浴が困難な中学生から64歳までの重度身体障害者（肢体不自由で1級または2級）
更生訓練費	身体障害者施設に入所（または通所）し、更生訓練を受けている者に対して、訓練と通所のための経費を支給し、社会復帰の促進を図ります。	身体障害者施設にて更生訓練を受けている身体障害者
知的障害者職 親委託制度	職親に知的障害者を預け、職親の下でその更生に必要な指導訓練を行うことにより社会生活や日常生活上の援助を行います。	知的障害者
点字・声の広報 等発行事業	流山市点訳奉仕会、流山市朗読グループにより、流山市広報、市公文書、各種文書情報等の点訳及び視覚障害者への朗読等を行うものです。	視覚障害者
奉仕員養成研 修事業	点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記奉仕員、手話通訳奉仕員の養成研修を行うものです。	市内在住または在勤者
自動車運転免 許取得・改造助 成事業	①身体障害者の社会参加のための運転免許取得に要した経費の一部を助成します。 ②障害者自身が運転するための自動車改造に要した経費の一部を助成します。	①運転免許取得 身体障害者、知的障害者 ②自動車改造 身体障害者であって自ら運転する方



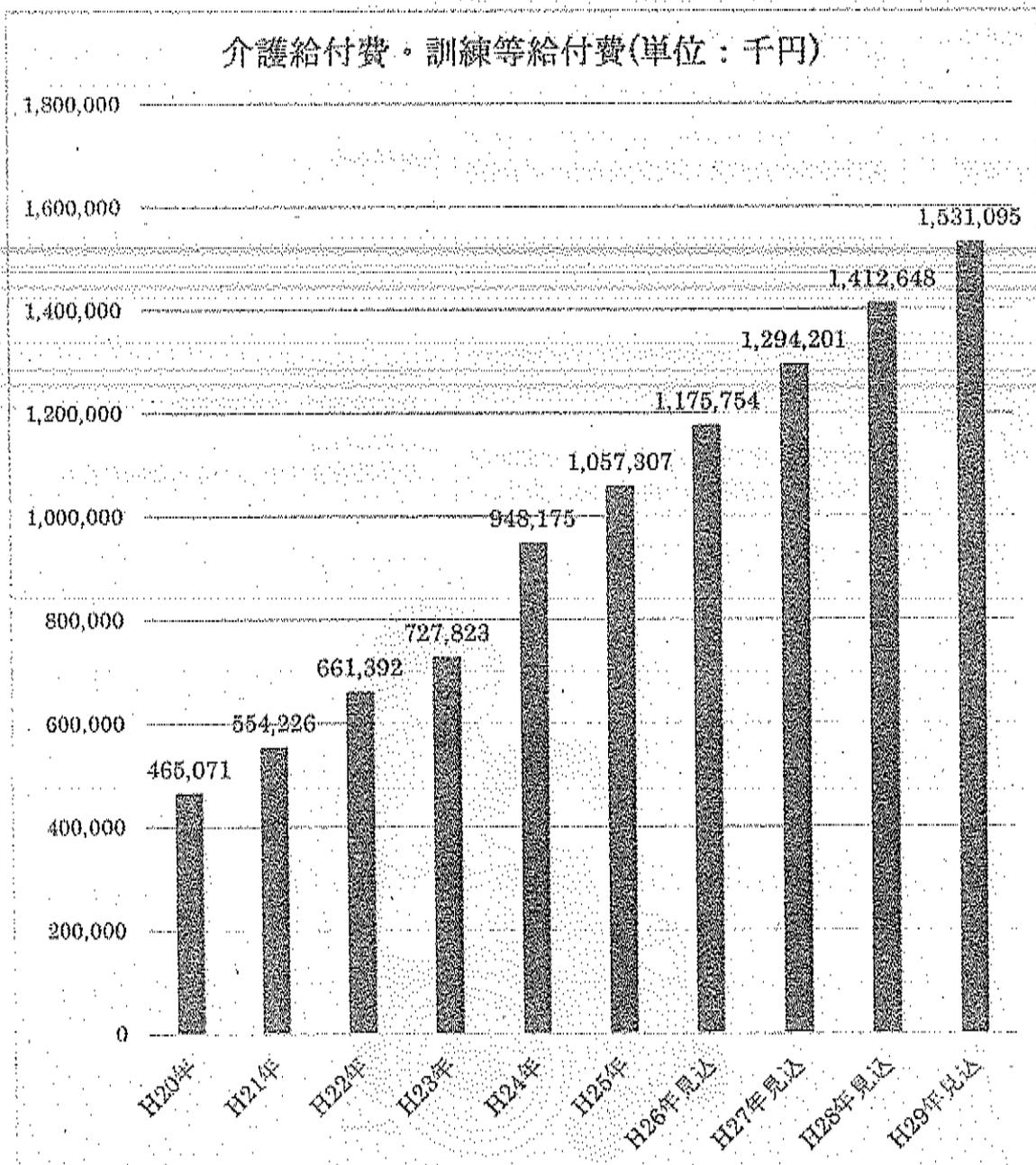
3 介護給付費・訓練等給付費の推移

第5次障害者計画の「第1章6心身障害者福祉費の推移と推計」で示した心身障害者福祉費の中でも、予算の半分を占める介護給付費と訓練等給付費の経費の伸びを示したものです。

平成25年度までは、毎年約11,844千円以上の増加となっています。平成24年度の伸びが大きい原因は、国の介護報酬単価の改定によるものです。今後も増加を示すと思われます。

介護給付費・訓練等給付費の支出は、平成20年度465,071千円から平成25年度1,057,307千円と5年間で約592,236千円の増加となっています。

(1) 介護給付費・訓練等給付費



介護給付費・訓練等給付サービスを利用している障害者の延べ人数を表したグラフです。

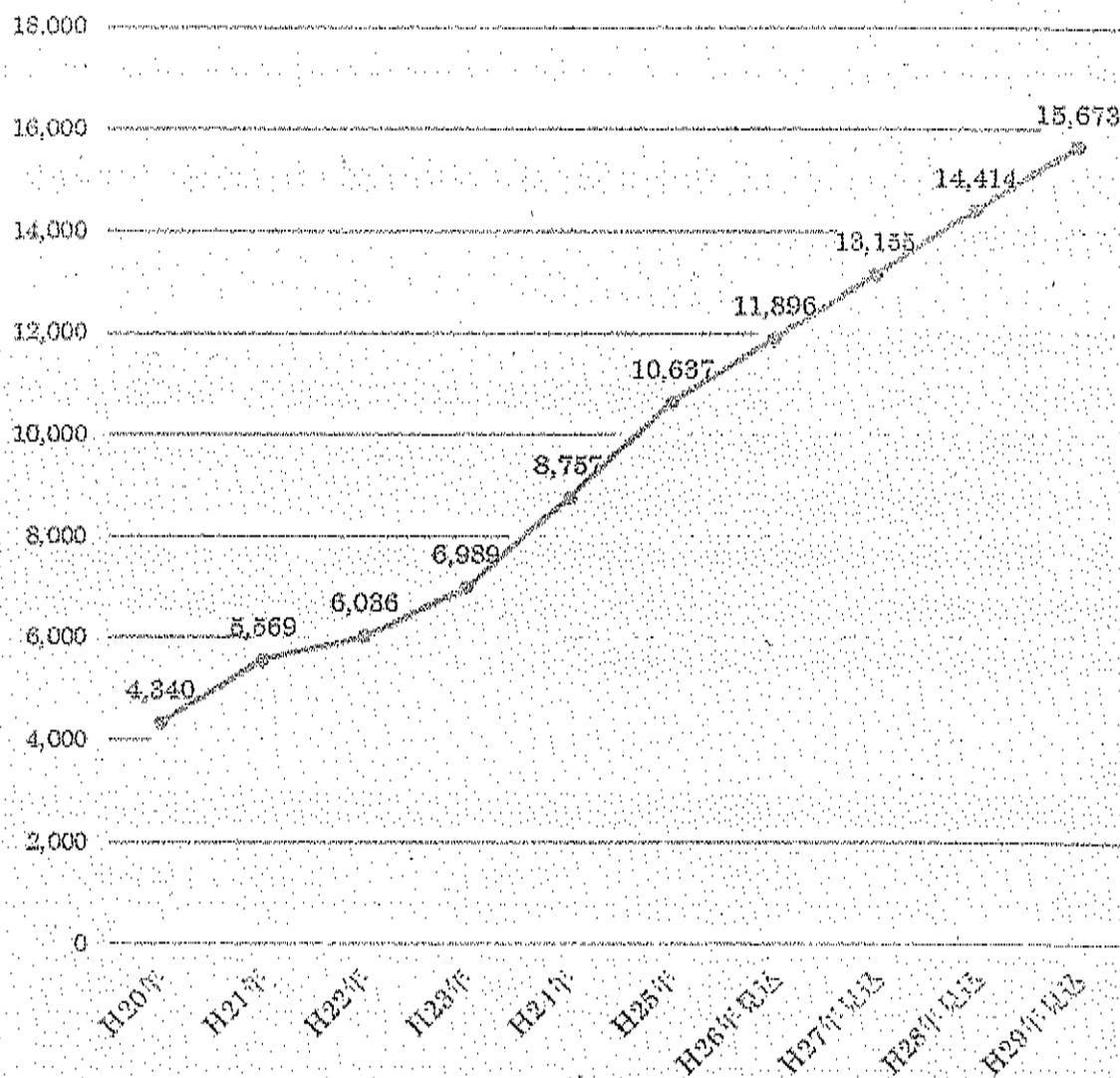
平成25年度実績において延べ人数が1万人を超えています。

平成20年度4,340人だったものが平成25年度10,637人と5年間で6,297人増加となっています。

今後も利用者は、年平均1,259人程度増加すると推測されます。

(2) 介護給付費・訓練等給付費延人数

介護給付費・訓練等給付費延人数 (単位：人)



4 自立支援給付及び地域生活支援事業の見込量と方法

(1) 自立支援給付の見込量と方策

自立支援給付のうち介護給付と訓練等給付について、①「訪問系サービス」、②「日中活動系サービス」、③「居住系サービス」、④「相談支援」4つの分野ごとに見込みます。サービス事業者は、3障害全てに対応している事業者となります。

①「訪問系サービス」

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障害者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行います。

具体的なサービスとしては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

〈事業に関する考え方〉

○訪問系サービスについては、障害者が家庭において家族と一緒に暮らしたいという希望があり、障害者が地域で自立した生活をおくるために欠かせないサービス量の確保を図ることが必要です。

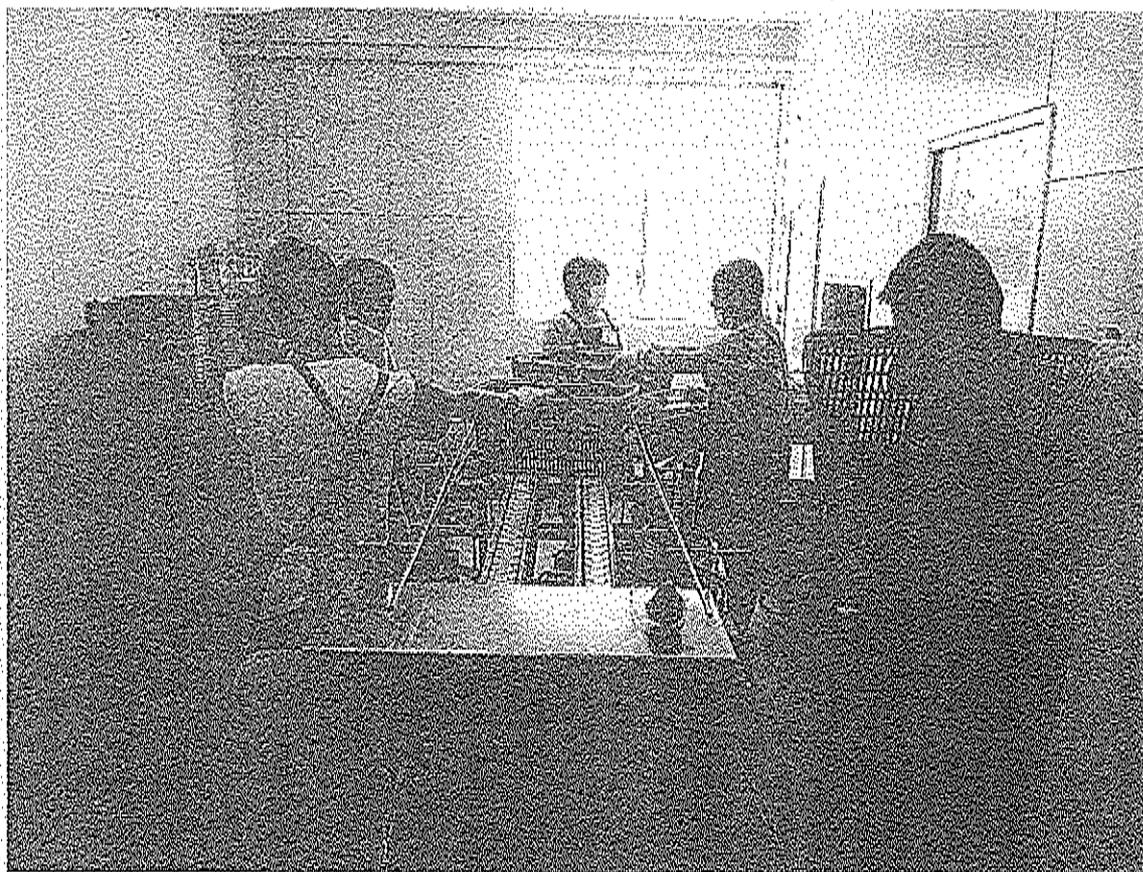
○今後、施設入所から地域生活への移行が進むにつれて、サービスを必要とする障害者が増加することとなります。今まで以上に重要性を増すサービスが提供できるような体制づくりを推進します。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
居宅介護	2,176	2,482	2,788	延時間/月
	128	146	164	実人数/月
重度訪問 介護	604	604	604	延時間/月
	4	4	4	実人数/月
同行援護 (視覚障害者)	425	476	527	延時間/月
	25	28	31	実人数/月
行動援護	20	20	20	延時間/月
	2	2	2	実人数/月

〈見込量の方法〉

- 増加が見込まれる訪問系サービスについては、見込量を確保するために、財源の確保が重要となることから、国及び県の補助金、特定財源、一般財源の確保に努めます。



〈スーパーのカゴ洗浄作業頑張ります！！就労支援事業所こまぎ園〉

②「日中活動系サービス」

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所があります。

〈事業に関する考え方〉

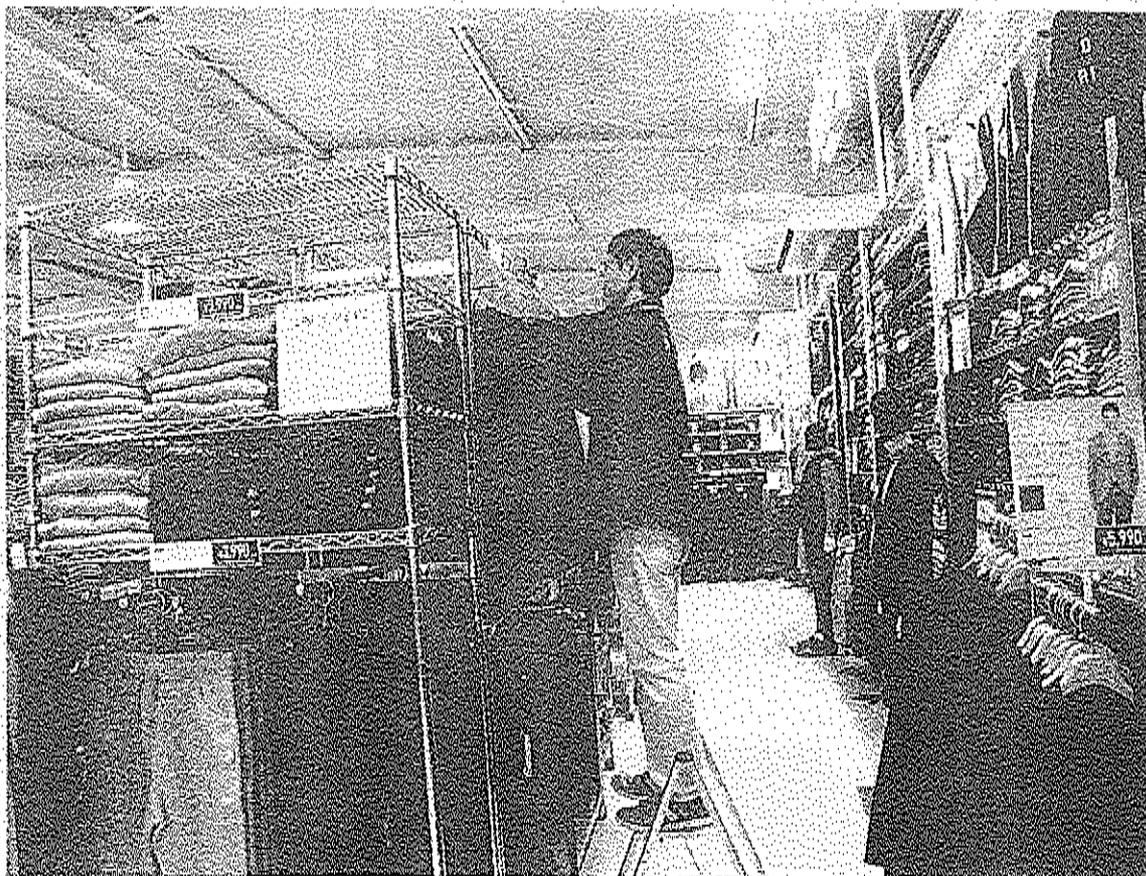
○日中活動系サービスとは、常に介護を必要とする人に、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供します。計画相談支援を利用し、障害者にとって適切なサービスの提供をします。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
生活介護	3,380	3,600	3,820	延日数/月
	169	180	191	実人数/月
自立訓練 (機能訓練)	23	23	23	延日数/月
	1	1	1	実人数/月
自立訓練 (生活訓練)	448	462	476	延日数/月
	32	33	34	実人数/月
就労移行支援	527	544	561	延日数/月
	31	32	33	実人数/月
就労継続支援 (A型)	520	620	720	延日数/月
	26	31	36	実人数/月
	1	1	1	市内事業所数
就労継続支援 (B型)	3,060	3,276	3,492	延日数/月
	170	182	194	実人数/月
	8	9	10	市内事業所数
療養介護	270	300	330	延日数/月
	9	10	11	実人数/月
	1	1	1	関連施設数
短期入所 (ショートステイ)	444	468	492	延日数/月
	74	78	88	実人数/月
	1	1	2	市内施設数

〈見込量確保の方法〉

- 本市においては、日中活動系サービス事業所が少ない状況にあり、引き続き障害福祉にかかる事業所に施設整備を働きかけていきます。
- 日頃から日中活動系サービス事業所及び相談支援事業所等と連絡を密にし、空き情報等の把握に努め通所希望には対応していきます。
- 市内の生活介護施設については、つつじ園60人+まほろば8人分確保されていますが、今後10人が利用できる施設整備を図ります。
- 短期入所については、市内では5人分確保されていますが、今後8人が利用できる施設整備を図ります。



〈衣料品販売店に就職して頑張っています!!〉

写真提供：流山市就労支援センター

③「居住系のサービス」

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供します。具体的には従来からの施設入所支援があり、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）については、平成26年度からは、訪問介護も利用できる共同生活援助（グループホーム）への一元化が図られました。

〈事業に関する考え方〉

○平成26年4月現在、市内にあるグループホームの施設数は35箇所あり、年々増加していますが入所施設に変わる地域の中の生活の場として、より一層の整備が必要となっています。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
施設入所支援	60	59	58	実人数/月
共同生活援助 (グループホーム)	77	87	107	実人数/月

〈見込量確保の方法〉

○市内の知的障害者中心のグループホームの施設整備の具体的な時期は、平成27年度から準備を進める予定です。なお施設整備に係る費用については、国の補助金制度を活用し、平成28年度から整備を開始できるよう進めていきます。

施設の規模としては、約30名が利用できるグループホームの整備を図る予定です。施設の整備費用として173,000千円が必要と見込まれ、市も整備促進について支援をしていくことから、今後財源の確保に努めます。



④「相談支援」

相談支援とは、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用者計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

〈事業に関する考え方〉

- 計画相談支援は平成26年度中には対象者全員が、サービス等利用計画（ケアプラン）を作成する必要がありますが、市内の作成事業所が少ないことから、相談事業所の新設が求められています。
- 地域移行支援は、施設入所や入院している障害者が、地域で安心して暮らしていけるようにするための支援サービスを提供するものです。
- 地域定着支援は、居宅で単身生活している障害者への緊急時の事態時の相談その他必要な支援サービスを提供するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
計画相談支援	57	60	63	実人数/月
地域移行支援	1	1	1	実人数/月
地域定着支援	1	1	1	実人数/月

〈見込量確保の方法〉

- 利用者のニーズにあった相談事業が図れるよう、流山市自立支援協議会を中心して、指定相談支援事業者、サービス提供事業者との連携を取りながら、相談支援体制の拡充を図ります。
- 介護保険のケアプラン事業所等にも障害者計画相談支援事業所としての参入を促進します。



(2) 地域生活支援事業の見込量と方策

地域生活支援事業とは、各市町村が主体となり、地域の実情や利用者の状況等に応じて実施する事業となっています。

内容は、生活における相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付など、日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」、その他自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業は「任意事業」として位置づけられ実施することとなっています。主な事業は次のとおりです。

【必須事業】

① 「相談支援事業」

相談支援事業とは、障害者等が抱える様々な問題について相談に応じ、情報の提供や助言を行い、障害福祉サービスの利用促進や虐待の防止など、関係機関との連携を図りながら必要な支援をするものです。

〈事業に関する考え方〉

- 支援を必要とする障害者が年々増加し、ニーズも多様化しています。市民にとって、身近でいつでも相談できる支援体制を確立していく必要性が求められています。
- 現在、地域生活支援事業における相談事業所が3箇所（すみれ、まほろば、沼南育成園）整備されています。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
委託相談支援	4	4	4	事業所数
	5,357	5,357	5,357	実人数
成年後見制度利用支援	1	1	1	取扱件数

〈見込量確保の方法〉

- 流山市自立支援協議会の相談支援部会を中心として、相談支援体制の拡充を図ります。また、サービス等利用計画書作成（ケアプラン）を相談事業所の役割と位置づけ、相談件数の増加に対応します。

②「コミュニケーション支援事業」

コミュニケーション支援事業とは、聴覚、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通を図る事業です。

〈事業に関する考え方〉

○市では、手話通訳者を設置する事業及び手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を実施し、障害者等の日常生活における支援をします。

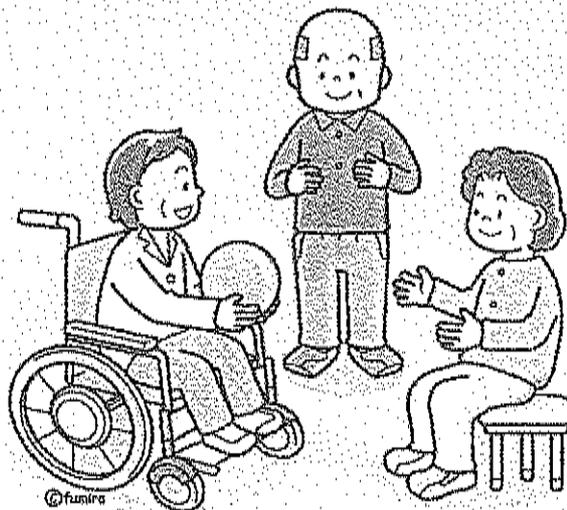
見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
設置手話通訳者	2	2	2	人
	5	5	5	日/週
手話通訳者派遣	9	10	11	登録者数
	445	460	475	派遣件数/年
要約筆記奉仕員派遣	7	8	9	登録者数
	165	175	185	派遣件数/年

(健康診断手数料・保険料除く)

〈見込量確保の方法〉

○コミュニケーション支援を利用する聴覚障害者等が、今後増加が見込まれることから各養成講座を実施し、登録者の増員を図ります。



③「日常生活用具給付支援事業」

日常生活用具給付支援事業とは、障害者に対し介護支援用具、自立生活支援用具、在宅療養支援用具等の日常生活用具を給付ものです。

〈事業に関する考え方〉

○障害者の日常生活の利便性を図るために給付するもので、障害者等が地域生活への移行が進む中、日常生活用具の増加が見込まれています。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
介護・訓練支援用具	12	13	14	件数/年
自立生活支援用具	25	26	27	件数/年
在宅療養等支援用具	30	31	32	件数/年
情報・意思疎通支援用具	35	36	37	件数/年
排泄管理支援用具	2,618	2,762	2,906	件数/年
住宅改修費	12	13	14	件数/年

〈見込量確保の方法〉

○特に直腸機能障害・暴行機能障害等の内部機能障害者の増加に伴い、排泄管理支援用具を必要とする利用者の増加が見込まれることから、支給量の確保はもとより、拡充に努めます。



④「移動支援事業」

移動支援事業とは、障害者等が地域生活をするうえで、外出等をする際に移動が困難であるため、外出のための支援を行うことにより、自立支援と社会参加を促進します。

〈事業に関する考え方〉

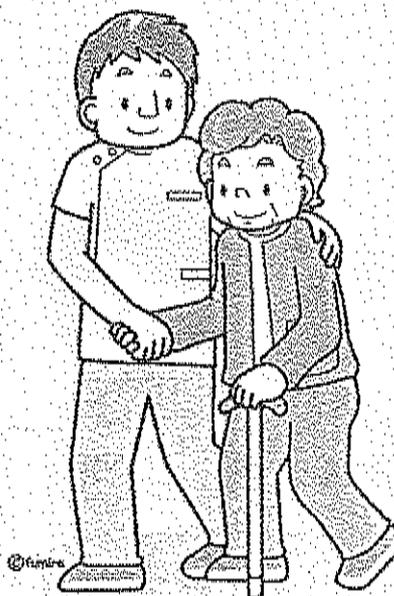
- 視覚障害者の移動介護が自立支援給付の同行援護に変更となったことから、一時的に減少しましたが、今後は障害者等の地域生活への移行が進むにつれ、利用者が増加傾向にあります。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
事業所数	30	32	34	箇所
利用者数	82	86	90	人／年
時間数	3,772	3,956	4,140	延利用 時間／年

〈見込量確保の方法〉

- 地域移行が進むにつれ利用者の増加が見込まれることから、サービス提供事業者と連携を取りながら支給量の確保を図ります。



⑤「地域活動支援センター事業」

地域活動支援センター事業とは、障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、障害者に対する創作的活動や生産活動、社会との交流を促進する活動の場を提供します。

〈事業に関する考え方〉

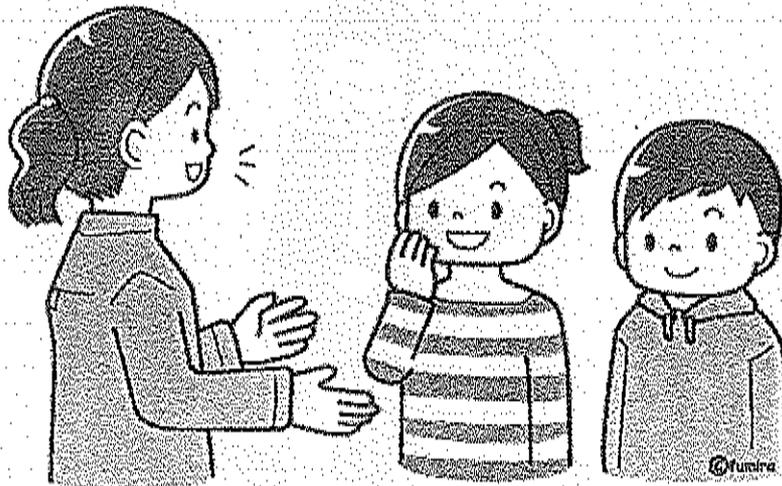
○障害者が、身近な地域で、その人の障害状況にあったサービスを利用しやすいように施設の整備を行っていく必要があります。

見込量

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
I 型	実施所数	1	1	1	箇所
	利用者数	85	90	95	人/年
II 型	実施所数	1	1	1	箇所
	利用者数	40	42	44	人/年
III 型	実施所数	14	15	16	箇所
	利用者数	50	55	60	人/年

〈見込量確保の方法〉

○地域移行が進む中で、地域活動支援センターの役割は重要なものとなっており、利用者の増加が見込まれることから、将来的な需要増に対し支給量の確保に努めます。



【任意事業】

①「日中一時支援事業」

日中一時支援事業とは日中一時支援事業者に障害者を預け、日中における活動の場を提供するものです。

〈事業に関する考え方〉

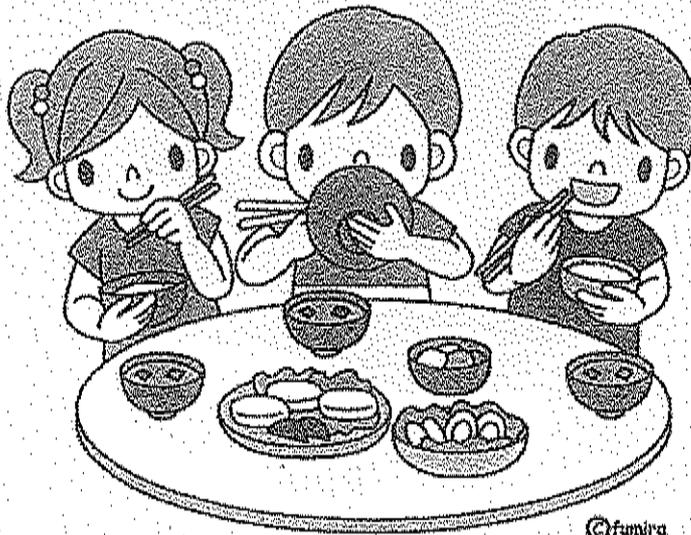
○在宅で障害者を介護している家族が、就労や休息のために日中一時支援サービスを利用することにより、少しでも家族の負担軽減を図るものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
事業所数 ()は市内	25 (4)	26 (5)	27 (5)	箇所
利用者数	149	154	159	人／年

〈見込量確保の方法〉

○障害児に関するレスパイトは、自立支援給付の「放課後等デイサービス」を利用する傾向にあり、障害者の自然増の利用を想定したもので、事業所数及び利用者数には大幅な増加はありませんが、必要な支給量の確保に努めます。



©fumira

②「訪問入浴サービス事業」

訪問入浴サービス事業とは、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図るものです。

〈事業に関する考え方〉

○在宅の居宅サービス（ヘルパー派遣）を利用しても、入浴が困難な障害者に対して、訪問入浴専門業者が専用の浴槽を持ち込んで入浴サービスを提供するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
事業所数	2	2	2	箇所
利用者数	10	11	12	人／年

〈見込量確保の方法〉

○利用者数は横ばい状態ですが、利用希望が出てきた場合は、個々の相談に乗ることで変化に迅速に対応できるよう努めます。



③「知的障害者職親委託制度」

知的障害者職親委託制度とは、知的障害の自立更生を図るため、一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、知的障害者の福祉の向上を図ります。

〈事業に関する考え方〉

○知的障害者の一般就労への支援体制が確立されつつあることから、今後は事業の継続について検討が必要となります。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
事業所数	1	1	1	箇所
利用者数	1	1	1	人／年

〈見込量確保の方法〉

○現在、支援事業は1箇所であり、利用者についても1名となっている。今後は、現在の利用者が終了した場合には、事業の廃止も視野に入れる。



④「点字・声の広報等提供事業」

点字・声の広報等提供事業とは、市の広報からの情報入手が困難な視覚障害者に対し、ボランティア団体による点訳及び朗読活動を定期的に障害者に提供します。

〈事業に関する考え方〉

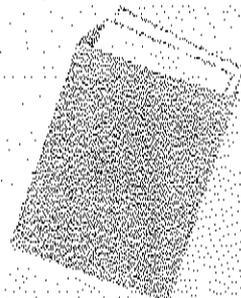
○視覚障害者の情報手段は、主に音声、点字となっている。中途障害者には点字の習得が難しく、音声の情報に頼るしかない状況である。疾病による中途失明者が増加しつつあることから、音声による広報の充実を図る。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
点字利用者数	1	1	1	人/年
声の広報利用者数	20	22	24	人/年
広報発行回数	37	37	37	回/年

〈見込量確保の方法〉

○今後は中途障害者が微増傾向にあり、ボランティア団体と連携しながら対応します。



⑤「自動車運転免許・改造助成事業」

自動車運転免許・改造助成事業とは、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部（10万円を限度）を助成する。

〈事業に関する考え方〉

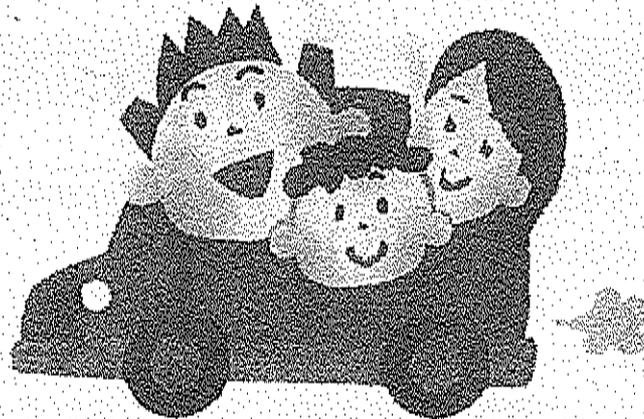
○障害者等が日常生活を営むうえで、自動車運転免許を取得して、移動手段の一つである自動車の利用を図り、障害者の就労等社会への参加を促進し、もって障害者の福祉の向上を図る。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	5	5	5	人／年

〈見込量確保の方法〉

○急激な増加はないものの、年数件の利用があることから必要な支給量を確保します。



(3) 障害児に対する障害福祉サービスの見込量と方策

障害児の障害福祉サービスについては、平成24年度4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後利用する施設と契約を結びます（障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。）。

① 「児童発達支援」

〈事業に関する考え方〉

- 各障害別に分かれていた障害児通園施設・事業が一元化され、児童福祉施設として位置づけられる二つの類系に分類されます。

児童発達支援センター

通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域にいる障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。

児童発達支援事業

通所利用の障害児に対し、集団生活を通して基本的な生活動作、心や体を育てる療育支援を行う身近な療育の場です。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	63	67	70	人/月

※現在ある「つばさ学園」を平成27年4月からは児童発達支援センターとして運営していきます。

〈見込量確保の方法〉

- 児童発達支援センターの機能の充実を図ることで、障害児の増加に対応します。

② 「医療型発達支援」

〈事業に関する考え方〉

- 肢体不自由（上肢、下肢または体幹機能障害）があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた障害児を対象にしています。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
利用者数	1	1	1	人／月

〈見込量確保の方法〉

- 利用量については1人程度見込み、本市には事業所が存在しないため、近隣にある事業所の利用につなげます。

③ 「放課後等デイサービス」

〈事業に関する考え方〉

- 学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。また、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進します。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
利用者数	48	50	52	人／月
市内事業所数	5	6	7	箇所

〈見込量確保の方法〉

- 現状では市内の事業所も徐々に増えており、事業所開設を支援することで今後の利用者増加に対応します。

④「保育所等訪問支援」

〈事業に関する考え方〉

- 保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	6	7	10	人/月

〈見込量確保の方法〉

- 平成27年度から本市の児童発達支援センターの稼働により、利用増が見込まれます。

⑤「障害児相談支援」

〈事業に関する考え方〉

- 障害児またはその保護者の状況を考慮し、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障害児利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行います。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	14	15	16	人/月
市内事業所数	4	5	6	箇所

〈見込量確保の方法〉

- 人口増や療育手帳の取得により障害児の増加が見込まれ、それに伴い計画相談も増加することから、児童発達支援センター等で計画作成します。

5 利用者負担と負担軽減策

(1) 市独自の負担軽減策

① 定率負担と月額上限額

障害福祉サービスについては、従来の応能負担から原則1割の定率負担が導入されるとともに、食費、光熱費が実費負担となりました。定率負担の費用は、基本的には利用したサービス量に比例しますが、際限なく増えすぎないように世帯の収入状況によって月あたりの上限額が設定されます。

② 個別減免

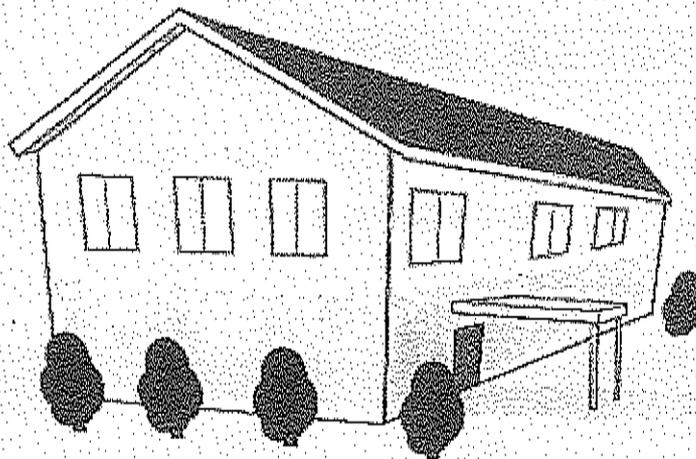
医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。

③ 通所・在宅軽減

通所施設、ホームヘルプを利用する場合、所得が一定以下であれば月額の上限を引き下げる制度として通所・在宅軽減があります。

④ グループホーム入所者家賃補助（補足給付費）

グループホーム入所者に対し、家賃の一部を補足給付費として支給します。



(2) 市の負担軽減策

①複数のサービスの負担軽減

〈事業に関する考え方〉

- 自立支援給付の介護給付、訓練等給付、補装具及び地域生活支援事業の日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター等のサービスを併用する利用者が、サービスの数に比例して負担が増大することのないように「総合上限額」を設定し負担軽減を図ります。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	9	10	11	人/年

〈見込量確保の方法〉

- 自己負担の世帯の区分が本人と配偶者へ変更となつてからは、それほど大きな伸びは見られませんが、必要なサービスであることから継続して支給量を確保するよう努めます。

②流山市グループホーム等入居者家賃補助

〈事業に関する考え方〉

- グループホーム等の入居者がグループホーム等へ支払った家賃に対し、流山市補助金規則に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	78	88	98	人/年

〈見込量確保の方法〉

- 本市ではグループホームの充実を図ることも視野に入れており、今後も利用者は増え続けると見込んでいることから、必要な支給量の確保に努めます。

③流山市障害者支援施設等通所交通費助成

〈事業に関する考え方〉

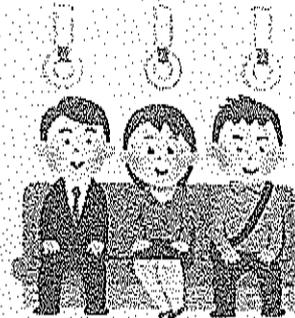
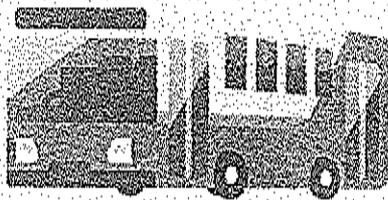
○障害者支援施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	343	373	403	延人数/年

〈見込量確保の方法〉

○障害者支援施設に通所している障害者は、徐々に増えているような状況であり、必要な支給量の確保に努めます。



④流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成

〈事業に関する考え方〉

○就労支援施設を利用する障害者等の就労支援施設の利用料について助成することにより、障害者等の就労を支援し、利用者負担の軽減を図り、もって障害者等の社会参加の促進及び自立を図ります。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	7	8	9	人/年

〈見込量確保の方法〉

○就労支援施設利用者は、徐々に増えているような状況であり、必要な支給量の確保に努めます。

⑤ 重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成

〈事業に関する考え方〉

- 重度の障害者は生活機能の回復、取得、維持において障害程度の中軽度の者に比べてより多くの医療の給付が必要とされる。そこで、重度の障害者や特定疾病者が安心して医療を受けられ、健康の保持や生活の安定を図ることを目的に、医療費の自己負担額に係る一部を助成するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	1,700	1,900	2,000	人/年

〈見込量確保の方法〉

- 平成27年8月から現在の償還払いから一部を除き現物給付化へと制度が変更となり、利用者の増加が見込まれることから、必要となる財源の確保に努めます。

⑥ 精神障害者入院医療費助成

〈事業に関する考え方〉

- 精神障害者が精神疾患の治療のために支払った入院医療費の保険診療内医療費自己負担分の4分の1に相当する額とし、月額1万円を限度とし助成するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	20	20	20	人/年

〈見込量確保の方法〉

- 精神入院医療費対象者は、横ばい傾向の状況であるが、必要なサービスであることから、今後も支給量の確保に努めます。

⑦在宅障害者一時介護料助成

〈事業に関する考え方〉

○在宅障害者(児)を介護している保護者が疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり、一時的に有料で介護人に委託した場合、介護委託料及び介護証明手数料の一部を助成するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	614	664	714	人/年

〈見込量確保の方法〉

○在宅一時介護対象者は、徐々に増えている状況であり、今後も増加する支給量の確保に努めます。

⑧障害者住宅改造助成事業

〈事業に関する考え方〉

○在宅の重度身体障害者(児)のために、住宅の一部を改造する必要がある場合、その改造費用の一部を助成するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	2	2	2	人/年

〈見込量確保の方法〉

○住宅改造助成対象者は、横ばい傾向の状況であるが、必要なサービスとして位置づけ、支給量を確保します。



⑨福祉タクシー利用補助

〈事業に関する考え方〉

○在宅の重度障害者(児)が、市と契約した福祉タクシーを利用した場合に、その運賃の一部を助成するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
利用者数	1,161	1,191	1,221	人/年

〈見込量確保の方法〉

○福祉タクシー利用者は、徐々に増えているような状況であり、財源の確保に努めることで今後も増加する需要に対応します。

⑩重度障害者自動車燃料費助成

〈事業に関する考え方〉

○在宅の重度障害者(児)が、市指定の燃料取扱所で給油した場合に、その自動車の燃料費の一部を助成するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
利用者数	1,207	1,237	1,267	人/年

〈見込量確保の方法〉

○自動車燃料費助成対象者は、徐々に増えているような状況であり、財源の確保に努めることで今後も増加する需要に対応します。

